法務省　九州矯正管区　更生支援企画課

きょうせいだより
KYOUSEI DAYORI

No.45　R8.10

矯正を知ろう！再犯防止をもっと身近に！

- CONTENTS -

・地域連携セミナーin久留米 開催！
・今年度の矯正展
・インタビュー
　ジャパンマック福岡　施設長
・検証！
　矯正における修学支援
・あなたの街の矯正施設㉓
　福岡刑務所



再犯防止　犯罪に戻らない 戻さない　立ち直りを支える地域の力

きょうせいだよりってなに？

本誌は、地方公共団体や民間団体の皆さまに、法務省の再犯防止の取組や矯正施設※のことなどを知ってもらいたいという思いを込めて配信するお便りです。日々の業務の合間に手に取ってご覧いただき、私たち矯正のことを少しでも身近な存在として感じていただけますと幸いです。

※矯正施設…犯罪や非行をした人に自らの罪を反省させるとともに、円滑に社会復帰できるよう内省を深めさせたり、訓練を行ったりする施設の総称。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所がある。

地域連携セミナー@久留米拘置支所 を開催しました！

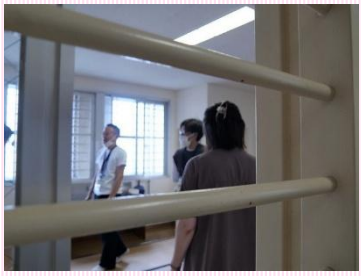
地域連携セミナーとは？
再犯防止に向けた更なる取組の一環として、
地域における再犯防止等のネットワーク構築を促進するとともに、
広報・啓発を図ることを目的として開催しているセミナーです。

本年7月に、福岡県久留米市にある久留米拘置支所で地域連携セミナーを開催いたしました。

本セミナーは、久留米市に隣接する大川市で障害福祉サービス事業や自立準備ホームを運営する株式会社Ｗｈｏｍ Ｌａｂ（フームラボ）代表取締役の西さんから、福岡県南部でも出所者等の支援の輪を広げたいという御相談があったことが発端となり、ちょうど拘置支所でも再犯防止についての職員の認識を深めることが大事だと考えていた久留米拘置支所の協力を得て、開催に至ったものです。

久留米拘置支所の見学後、株式会社Ｗｈｏｍ Ｌａｂの西さん、久留米市で身元保証サービスや居住支援を提供している一般社団法人 生活支援センター結の永田さん、久留米拘置支所長の３者で「地域における再犯防止と支援のあり方」をテーマにパネルディスカッションを行い、その後、参加者と拘置支所の職員を５つのグループに分けて、「再犯防止のために私たちができること」をテーマにグループトークを実施いたしました。

参加者の方の中には、実際に出所者等の支援をされている方もいらっしゃり、グループトークでは、拘置支所に勤務する刑務官の話だけでなく、出所後の支援に携わっている方のお話しも聴くことができたようで、拘置支所と地域の相互理解を深めることができたのではないかと思います。



今年度の矯正展情報はこちらから！

法務省矯正局ＨＰ「地域との連携」ページ
https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00163.html



刑務所作業製品の展示・即売以外にもいろんなイベントがあるよ！

interview



副島（そえじま）　雄太（ゆうた）さん
特定非営利活動法人ジャパンマック
ジャパンマック福岡　施設長

ジャパンマック福岡

依存症からの回復を支援する「ジャパンマック福岡」は、福岡市博多区堅粕に拠点を置き、アルコールや薬物、ギャンブルなどさまざまな依存の問題を抱える方を対象に回復に向けた支援を行っています。

依存症は、本人の生活や健康だけでなく、時には犯罪や社会的孤立など、さまざまな問題につながることがあります。

今回は、ジャパンマック福岡で施設長を務める副島さんに依存症からの回復支援の実情や支援につながるまでの道のり、そして御自身の経験を生かして支援に携わる現在の思いについてお話を伺いました。

ギャンブル依存症だった自分を助けてくれた

野口（当課課長）：副島さんがジャパンマック福岡を知ることになったきっかけを教えてください。

副島：もともとは私自身がギャンブル依存症で、ジャパンマック福岡の利用者でした。学生の頃からパチンコやスロットを始め、社会人になってからは競艇や競輪、競馬にも手を出すようになり、次第にギャンブルがやめられなくなって多額の横領までしてしまいました。事件にはなりませんでしたが、それでもギャンブルをやめることができず、最終的に親に無理やりここに連れてこられたのがきっかけです。

野口：当時は、御自身でもかなり追い込まれた状況だったのですね。

副島：そうですね。当時の私は「もう治るわけがない」「最後は逃げるように死んでいくのだろう」と思っていたのですが、その時に面談してくれたスタッフがとても生き生きと輝いて見えたんです。話を聞くと、その方もかつては私と同じように依存症で苦しんでいたとのことでした。その生き生きとした姿を見たときに、「自分もなんとかなるかもしれない」と希望を持つことができました。こうして私自身が助けてもらったからこそ、今度は自身の経験を他の人たちにも伝えていきたいと思い、現在は施設長として依存症からの回復支援に携わっています。



依存症について

野口：そもそも依存症かどうかはどのように判断されるのでしょうか。

副島：依存症の特徴としては「自分でコントロールできなくなる。」ということがあります。例えばお酒であれば、飲酒量が抑えられない。大事な仕事があるのに飲んでしまう。長時間飲み続けてしまうといったことです。一度失敗して「次からはやめよう」とコントロールできればいいのですが、生活に問題が起きているのに何度も繰り返してしまう場合は、依存の問題を考える必要があります。

野口：アルコールやギャンブルへの依存自体は犯罪ではないと思いますが、その点についてはどうお考えですか。

副島：覚醒剤などは使用そのものが犯罪ですがアルコールや



ギャンブルはおっしゃるとおり、それ自体犯罪というわけではありません。ただ、依存が深刻になるとギャンブルをするために人や会社のお金に手を付けたり、飲酒運転することがあるように犯罪行為に最終的につながることがあります。

どんな支援をしている？

野口：ジャパンマック福岡ではどのような支援を行っているのですか。

副島：基本的には自分の経験や気持ちを話すミーティングとなります。ほかにも依存症について講義形式で教えたりすることもあります。アルコール依存症なら抗酒剤を使用したり、アルコールチェックを行いますし、ギャンブル依存症なら金銭管理なども職員が行ったりして依存症への回復に向けた支援を行っています。

野口：ジャパンマック福岡にはどのような経緯で利用につながる方が多いのですか。

副島：本人が自分から来るケースは少なく、御両親や奥さんなど家族からの相談が多いです。また、保護観察所や弁護士さんから相談を受けることもあります。中には最初から納得しているわけではなく、「自分は依存症じゃない。」という方もいます。

野口：そのような方にはどのように関わるのでしょうか。

副島：まずは依存症がどのような病気なのかを伝えます。それでも本人が「自分でなんとかできる」と言われれば、それ以上無理強いはせず「もしまた同じことになったら必ず来てください。」と伝えると、その後、しばらくすると「言われたとおりになりました。」と戻ってきます。本人自身が依存症の問題に気付いて「何とかしなければ」と思うことが回復には重要です。

「この人になら正直に話してもいい」と思ってもらえるような関係を作ることが大切



野口：現在は支援する立場ですが、当事者としての経験は支援に活きていますか。

副島：活きていると思います。利用者からすると依存症になっていない支援者から何かを言われても「自分の気持ちが分かるのか。」と思ってしまいます。私自身もそうでした。でも、同じ経験をした人から「自分もそうだった」と言われると説得力がありますし、自分も回復できるかもしれないという希望にもなると思います。

野口：支援者になった今も当事者という意識はあるのですか。

副島：あります。依存症は「回復はするけど完治はしない」と言われています。職員になって「自分は治った」と思ってしまうことが怖いので職員としての自分と当事者としての自分。その二つの帽子を被り分けることを大切にしています。

立ち直りを支える上で大切なこと

野口：最後に、依存症や犯罪からの立ち直りを支える上で大切なことは何だと思いますか。

副島：まずは、信頼関係だと思います。特に刑務所から出てきた方の中には人を信じられなかったり自分のことを正直に話せなかったりする方もいます。依存の問題は本人が隠そうと思えば隠すことができますし、だからこそ「この人になら正直に話してもいい」と思ってもらえる関係を作ることが大切です。あとは本人に「やめたい」という気持ちがあることです。やめる自信はなくてもいいんです。やめたいという気持ちがあれば何とかなります。私自身も最初に出会ったスタッフを見て「この人なら信じられる。」と思えたことが始まりだったからこそ、今度は自分が利用者の方からそう思ってもらえる存在になること。それが立ち直りを支える上で大切なことだと思っています。

出典：令和７年版再犯防止推進白書
令和７年矯正統計年報

検証！
矯正における
修学支援



矯正の現状

現在の日本では、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、入所受刑者の２８．５％は高等学校に進学しておらず、２３．３％は高等学校を中退しています。また、令和６年少年院新入院者の１６．６％は最終学歴が中学校卒業で、４４．０％は高等学校を中退している状況にあります。

また、非行が、修学からの離脱を助長したり、復学を妨げる要因となっているとの指摘があることなどを踏まえ、第二次再犯防止推進計画（令和５年３月閣議決定）では、第一次の再犯防止推進計画に引き続き「学校等と連携した修学支援の実施等」を７つの重点事項の一つに掲げています。

矯正の取組

法務省では、刑事施設において、特定の受刑者に対して教科教育を実施しています。令和６年度の受講開始人員は、１，０５９人でした。

松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学３年生に編入させ、地元中学校教諭、職員等が、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえた指導を行っています。また、同刑務所及び盛岡少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で受刑者に指導を行う取組を実施しています。そのうち松本少年刑務所では、全国の刑事施設から希望者を募集して、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与されています。

少年院でも特定の在院者に対して教科指導を実施しています。また、在院者が出院後に円滑に復学・進学等ができるよう、通学していた学校との連携や、進学予定である学校の受験機会の付与等を行っています。さらに、近年、少年院在院中から通信制課程を設置する高等学校に入学し、インターネット等を活用して学習することを可能とする取組を開始しました。

このほかにも、少年院では、出院後に中学校等への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っています。修学支援対象者には、修学情報ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、民間の事業者に委託して、修学支援対象者が希望する修学に関する情報の収集と提供を行っており（修学支援デスク）、令和６年度には、延べ３１７人が利用しました。

そして、令和６年には、１２３人が復学又は進学が決定した上で出院しています。

少年鑑別所では、在所者に対する健全な育成のための支援として、学習用教材を整備しています。また、小・中学校等に在学中の在所者が、在籍校の教員等と面会する際には、希望に応じて、教員等による在所者の学習進度の確認、学習上の個別指導の実施が可能となるよう、面会の時間等に配慮しています。

高等学校卒業程度認定試験

法務省と文部科学省は、受刑者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院内で高等学校卒業程度認定試験を実施しています。

少年院では、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、同試験の重点的な受験指導を行うコースを１３の少年院に設置し、外部講師を招へいするなどの体制を整備しています。

令和６年度の結果については以下の表のとおりです。

	全国の刑事施設（受験者：276人）	全国の少年院（受験者：523人）
合格者※1	122人	220人
一部科目合格者※2	151人	288人

※1 高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。
※2 同試験の合格に必要な科目のうち一部の科目に合格した者をいう。

質問やご意見、取り上げてほしい事項などありましたら、当課までお気軽にご連絡ください。

お問合せ先

九州矯正管区 更生支援企画課 福岡市東区若宮5丁目3番53号
TEL:092-661-1143（直通） FAX:092-663-1001
MAIL: i.kyuushuukyouse.ga0@i.moj.go.jp





福岡刑務所



あなたの街の矯正施設 Vol.23

POINT

九州で一番規模の大きな刑事施設

福岡刑務所は、昭和40年4月、現在の福岡市早良区西新町から福岡県糟屋郡宇美町に移転してきて、今年で62年目を迎えています。宝満山系の緑豊かな風景に囲まれていながら、福岡都市圏に近接した立地で、地域の歴史や文化にも恵まれた、生活のしやすい環境にあります。

当施設は九州で一番規模の大きな刑事施設で、収容対象は、主に執行刑期10年未満の男子受刑者のうち、犯罪傾向が進んでいる者です。また、医療重点施設として専門的医療を必要とする者を収容するほか、高齢や障害がある者も一定数おり、処遇や支援の充実を図っています。

健全な社会生活につながるように

福岡刑務所では、受刑者の特性に応じた矯正処遇の柔軟な実施という拘禁刑の趣旨を踏まえ、「福祉的支援課程」として、知的障害若しくは精神障害を有し、又はこれらに準ずる者として、その特性に応じた矯正処遇を行うことが相当と認められるとともに、福祉的支援等を行っていくことが見込まれる者を特定の工場に集め、その特性に応じた処遇や支援を行っています。また、福祉的支援においては、地域の福祉関係機関等と連携して、出所後に福祉につなぐ調整を行っており、個々のケースに応じた必要な支援を実施しています。



▲高齢福祉課程の受刑者等の身体機能維持を目的として実施している「いきいき健康体操」

福岡刑務所キャラクター
広報係鳥 うみちゃん



VOICE

現場職員の声 ―幹部職員―

昨年、身体疾患があり、継続的なリハビリが必要な出所者の受入れ先となっていただいた医療機関からの提案で、本年9月17日に、同院主催の協議会において、「刑余者支援の必要性」について説明し、参加者の方々とグループディスカッションを行う機会を頂きました。様々な背景や問題、障害・特性などの生きづらさを抱えた受刑者に対して、塀の中にいる間にできる働き掛けや支援は限られているため、受刑者が出所した後の受け皿となっていただける機関や支援者の方々に、刑罰が懲役刑から拘禁刑に変わり、塀の中でどのような矯正処遇や社会復帰支援が実施されているのかを知っていただくことで、刑余者に対する余計な差別や偏見が払しょくできるのではないかと考えています。今後も、地域の支援者の方々や住人の方々に向けて、積極的に塀の中の情報を発信していきたいと考えていますので、ご興味・ご関心のある機関・団体の方々は、お気軽に福岡刑務所にお問い合わせください。





